

第1回姫路市政治倫理審査会 次第

日時：平成26年7月31日（木）

14：30～15：00

場所：姫路市役所北別館4階 402会議室

- 1 開会
- 2 姫路市政治倫理審査会会長及び副会長の選出
- 3 姫路市政治倫理審査会の趣旨説明
- 4 意見交換
- 5 閉会

資料 姫路市政治倫理審査会について

◎ 姫路市政治倫理審査会について

1 姫路市長等政治倫理条例

(姫路市政治倫理審査会の設置)

第5条 市長等の政治倫理基準違反に係る疑義に関する調査その他の処理を行うため、姫路市政治倫理審査会を置く。

(審査会の組織)

第6条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、非公開とすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査会の職務)

第7条 審査会は、次に掲げる職務を行う。

(1) この条例の規定に基づき市長から求められた調査を行い、その結果を市長に報告すること。

(2) この条例による政治倫理の確立を図るため、市長の諮問を受けた事項につき調査し、又は意見を述べること。

2 審査会は、前項の職務を行うため、関係人に対し、説明又は資料の提供を求め、その他必要な調査を行うことができる。

(調査に対する市長等の協力義務)

第8条 市長等は、審査会の要求があるときは、調査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席し、説明をしなければならない。

(弁明の機会の付与)

第9条 市長等は、審査会の会議に出席し、書面又は口頭により弁明することができる。

2 市長等は、審査会が調査報告書を市長に提出するまでの間は、審査会に対し、書面により弁明をすることができる。

3 前2項に定める場合のほか、審査会は、調査の結果、市長等の行為が政治倫理基準に違反している旨を指摘する調査報告書を作成しようとするときは、あらかじめ、市長等に意見を述べる機会を与えなければならない。

<参考>

(市民による調査の請求)

第4条 市長の選挙権を有する者（公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において本市の選挙人名簿に登録されている者をいう。以下「有権者」という。）は、市長等が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、有権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者（以下「調査請求代表者」という。）から、これを疑うに足りる事実を証する資料（以下「添付資料」という。）を添付した調査請求書を市長に提出し、姫路市政治倫理審査会（次条に規定する姫路市政治倫理審査会をいい、同条を除き、以下「審査会」という。）が調査を行うよう市長に請求することができる。この場合において、連署に係る署名は、当該調査の請求が行われる日前1か月以内に行われたものでなければならない。

4 市長は、調査請求が第1項に規定する要件を満たしていると認めたときは、その旨を調査請求代表者に通知するとともに、調査請求書及び添付資料の写しを審査会に直ちに提出し、その調査を求めなければならない。

5 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、速やかに調査を行い、調査の結果及び意見を記載した調査報告書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

6 市長は、前項の規定による調査報告書の提出を受けたときは、速やかにその写しを調査請求代表者に送付するとともに、その要旨を公表しなければならない。

2 姫路市長等政治倫理条例施行規則

(審査会の会長)

第6条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。